

北はりま消防組合交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防行政の適正かつ公正な執行及び透明性の向上を図るため、管理者又は消防長が外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先について、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、最小限度の金額となるよう努めるものとする。

(管理者交際費)

第3条 管理者交際費の種別は、次のとおりとする。

- (1)弔慰金 葬儀における香料、弔電、供花等
- (2)見舞金 病気、災害、事故等の見舞い
- (3)その他 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

2 管理者交際費の支出対象及び支出限度額は、別表第1のとおりとする。

(消防長交際費)

第4条 消防長交際費の種別は、次のとおりとする。

- (1)弔慰金 葯儀における香料、弔電、供花等
- (2)見舞金 病気、災害、事故等の見舞い
- (3)祝金 各種総会、大会、祝賀会等の祝金等
- (4)手土産代 各種団体等関係者の来訪又は訪問に対する手土産等
- (5)その他 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要と認めるもの

2 消防長交際費の支出対象及び支出限度額は、別表第2のとおりとする。

(公表)

第5条 交際費の公表は、北はりま消防本部ホームページにおいて、毎月、当月分を翌月の末日までに掲載することにより行うものとする。

2 個人に関する情報等公開が適当でないと認められる事項の取扱いについては、北はりま消防組合情報公開条例（平成23年北はりま消防組合条例第6号）の例による。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

支出区分	支出対象	支出限度額
弔慰金	別に定める基準による	
見舞金	組合議会議員	10,000 円
	組合監査委員	
	その他管理者が必要と認める者	
その他	管理者が必要と認める者	社会通念上妥当と認められる金額

別表第2（第4条関係）

支出区分	支出対象	支出限度額
弔慰金	別に定める基準による	
見舞金	組合構成市町消防団長・副団長	10,000 円
	その他消防長が必要と認める者	
祝 金	組合構成市町の消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防大会、出初式等開催 ・消防操法大会(兵庫県大会以上に限る。) 出場
	組合構成市町のまとい会・消友会	
	その他の祝賀行事で消防長が必要と認めるものに係る祝金	
手土産代	各種団体	5,000 円
その他	消防長が必要と認める者	社会通念上妥当と認められる金額